

肥前さが幕末維新博覧会体験事業に係る輸送業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

明治維新 150 年を契機に、佐賀の偉業や偉人を顕彰し、偉業を成し遂げた先人の「志」を今に活かし、未来に繋いでいくため、「肥前さが幕末維新博覧会」を開催することとしている。

この博覧会の開催に当たり、次世代を担う県内の子ども達に博覧会を体験してもらうこととしており、この体験のための学校と会場間の輸送に関する企画や実務を行うに当たり、優れた事業者を募集するため、本プロポーザルを行うものである。

2 事業の概要

(1) 事業の名称

肥前さが幕末維新博覧会体験事業に係る輸送業務

(2) 事業内容

別紙 1「肥前さが幕末維新博覧会体験事業に係る輸送提案仕様書」のとおり

(3) 履行場所

佐賀県内

(4) 対象施設

- ・幕末維新記念館：市村記念体育館（佐賀県佐賀市城内 2 丁目 1 番 35 号）
- ・リアル弘道館：旧古賀家（佐賀県佐賀市柳町 3 番 15 号）
- ・葉隠みらい館：旧三省銀行（佐賀県佐賀市柳町 3 番 12 号）

(5) 履行期間

契約締結の日から平成 31 年 3 月 15 日（金）まで

(6) 予算額

120,619 千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 参加者の資格要件

参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 佐賀県内に本店・支店を有する法人であること。
- (2) 旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）における第 1 種旅行業者若しくは第 2 種旅行業者の登録を行っていること。
- (3) このプロポーザル方式及びその後の契約の締結について、不正又は不誠実な行為をしないことを

誓約できる者であること。

(4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者(破産等により入札参加資格の無い者、契約の不履行や入札等で不正行為を行った者)でないこと。

(5) 佐賀県発注の契約に係る入札参加資格停止処分又は指名停止処分を受けている者でないこと。

(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生開始手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(7) プレゼンテーションの日の6か月前からプレゼンテーションの日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。

(8) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(9) 2つ以上の法人が共同企業体を結成して参加する場合は、上記(3)～(8)の条件を満たす法人同士の場合とし、かつ、以下の要件を満たさなければならない。

ア 上記(1)、(2)の条件を満たし、かつ、輸送等に関する企画や実務の主たる部分を担う法人を代表者として定めること。

イ 共同企業体の構成員に、本プロポーザルに単独で参加した法人や他の共同企業体の構成員を含まないこと。

4 契約の相手方の決定方法

(1) 事業者の選定

参加者によるプレゼンテーションの後、審査委員会において企画提案書の内容を総合的に審査して、最も優秀な提案を行ったものを選定する。

(2) 選定基準

審査は、別紙2「肥前さが幕末維新博覧会体験事業に係る輸送業務公募型プロポーザル審査要領」に基づく評価により行う。

(3) 通知方法

審査結果は、文書により全ての参加者に通知する。※電話等による問合せには応じない。

5 発注者

肥前さが幕末維新博推進協議会（佐賀県肥前さが幕末維新博事務局内）
〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁 新館6階
電話：0952-25-7481 FAX：0952-25-7392
E-mail：sagaishinhaku@pref.saga.lg.jp

6 実施スケジュール

(1) 募集開始

平成29年9月21日（木）

（県及び肥前さが幕末維新博推進協議会ホームページで公表）

(2) 説明会

開催日時：平成29年9月28日（木）10時から

開催場所：佐賀県庁新館11階13号会議室（佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号）

その他：説明会への出席が当該プロポーザルの参加要件ではない。

(3) 参加申込書等の提出

提出期限：平成29年10月3日（火）17時まで（必着）

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）

提出書類：プロポーザル参加申込書（様式第1号）

会社概要（様式第2号）

誓約書（様式第3号）

共同企業体協定書の写し

※共同企業体で参加する場合のみ提出

直近の決算書の写し

国税及び地方税の納税証明書又は滞納がないことの証明書の写し

現在事項全部証明書の写し

※参加申込時より3か月以内に発行されたもの

提出場所：5の発注者と同じ。

(4) 質問書の受付及び回答

受付期間：平成 29 年 9 月 21 日（木）から平成 29 年 10 月 4 日（水）17 時まで

受付方法：質問書（様式第 4 号）を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）、FAX、電子メールにより受付可能であるが、送信後に発注者に質問書が到達したことを確認すること。

※電話による質問に対しては回答しないこととする。

受付場所：5 の発注者と同じ。

回答方法：受付期間に寄せられた質問に対する回答については、平成 29 年 10 月 6 日（金）までに質問者へメールにて回答するとともに、ホームページに掲載する。

(5) 参加資格の確認

提出のあった参加申込書と関係書類を確認し、その結果を平成 29 年 10 月 6 日（金）に申込者へ電子メールで通知する。

なお、資格要件が満たなかった者に対しては、参加資格確認結果通知書に満たなかった理由を記載することとする。通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 5 日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により資格要件が満たなかったことについての説明を求められることができるとし、説明を求められたときは、説明を求める書面を受領した日の翌日から起算して 5 日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答する。

(6) 企画提案書等の提出及び取扱い

本プロポーザルの参加資格を得た者は、次により企画提案書等を提出する。

ア 提出期限：平成 29 年 10 月 13 日（金）17 時まで（必着）

イ 提出方法：様式第 5 号を添えて、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）

ウ 提出書類：

(ア) 企画提案書（任意様式にて A3 片面 4 枚（表紙・目次を除く）以内） 15 部

※ 1 社につき 1 提案に限る。

※各ページに通し番号をふり、「肥前さが幕末維新博覧会体験事業に係る輸送業務企画提案書」と記載した表紙を付けること。また、全ての用紙には提案者を特定できる名称等は記載しないこと。

※本実施要領 6（6）エ「企画提案書の内容」に沿って記載すること。

(イ) 会社概要（パンフレット等） 6 部

(ウ) 見積書（任意様式） 1 部

※本実施要領 2（6）の予算額を上限金額とし、見積額（税込）及びその明細について記載すること。宛名は「肥前さが幕末維新博推進協議会長」とし、代表者印

を押印すること。また、別途定める「肥前さが幕末維新博覧会体験事業に係る輸送提案仕様書」4業務内容（１）～（５）の小項目ごとの金額が分かるように作成すること。

エ 企画提案書の内容：

- (ア) 業務方針、体験事業輸送に関する企画（輸送手段、学校との調整方法、教材映像等の内容等）、輸送バスの台数等
- (イ) 実施スケジュール（平成 29 年 10 月から平成 31 年 3 月 15 日まで）
- (ウ) 業務実施体制（業務実施体制図、責任者（プロフィール、活動実績等を記載）、担当者、要員など）
- (エ) 業務実績

オ 提出書類の取扱い：

提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。また、提出された企画提案書は返却しない。

カ 提出場所：５の発注者と同じ。

(7) プレゼンテーションの開催

開催日：平成 29 年 10 月 18 日（水）

開催場所及び時間：佐賀県庁新館 11 階 13 号会議室

（佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番 59 号）

※時間については、企画提案書提出者に後日連絡する。

その他：プレゼンテーション時にプロジェクター及びスクリーンの使用を希望する場合は、発注者で準備するので、事前に連絡をすること。ただし、パソコン等は参加者で準備することとする。

(8) 審査結果通知

平成 29 年 10 月 20 日（金）を予定

7 業務の契約

- (1) 審査委員会により選定された最優秀者と発注者は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な履行条件などの協議と調整を行い、協議が成立した場合には、当該業務に係る随意契約を締結する。この場合において、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求めることがある。
- (2) 企画提案書は、あくまでも契約の相手方を選定するための資料であり、その内容は尊重するが、必ずしもその内容に限定されないものとする。
- (3) 最優秀者との協議が不調となった場合には、次点者を随意契約の協議の相手方とする。
- (4) 業務の全部若しくはその主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならないこととする。また、主たる部分以外の業務などの一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ

め発注者の承諾を得ることとし、この場合においては、佐賀県内に本店を有する事業者への発注を考慮することとする。

8 失格事由

次の事由に該当する場合は、失格となる。

- (1) 企画提案書が提出期限内に提出されなかった場合
- (2) 企画提案書の内容に虚偽の記載がある場合
- (3) 企画提案書の提出後に参加者の資格要件に定める要件を満たさなくなった場合
- (4) 他の参加者の協力者となった場合
- (5) 提出された見積書の金額が、本実施要領2（6）の予算額を上回っている場合
- (6) その他、本実施要領に定める手続、方法等を遵守しない場合

9 留意事項

- (1) 本実施要領に掲げるプロポーザルは、平成 29 年 9 月佐賀県定例県議会において、本業務に係る予算の議決が得られなかった場合は、中止する。プロポーザルを中止する場合は、県及び肥前さが幕末維新博推進協議会ホームページで公表する。
- (2) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出することとする。
- (3) 企画書の作成に要した費用、その他参加に要した経費については参加者の負担とする。
- (4) 企画に際して、第三者が所有する素材等を用いる場合は著作権処理等を行うほか、契約の相手方として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにする。

10 遵守事項

受託業者は、本業務の意図及び目的を十分に理解した上で、「肥前さが幕末維新博覧会」成功のため、最高の技術を駆使するとともに、事務局職員と協力をしながら、誠実に業務を実施することとする。

また、業務の実施に当たっては、関連する法律等を遵守することとする。

11 問合せ先

肥前さが幕末維新博推進協議会 兼武、中島

（佐賀県肥前さが幕末維新博事務局内）

電話：0952-25-7481 FAX：0952-25-7392

E-mail：sagaishinhaku@pref.saga.lg.jp